

高知大学公開講座規則

平成16年4月1日

規則第76号

最終改正 平成30年9月26日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第2条第1項第4号の規定に基づき、高知大学が開設する公開講座に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 公開講座は、高知大学の教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育・文化・産業の向上発展に資することを目的とする。

(開設)

第3条 公開講座は、次の区分により、開設するものとする。

- (1) 全学的に開催する公開講座
- (2) 学部等が開催する公開講座

(実施体制)

第4条 前条第1号に規定する公開講座の企画、立案及び実施については、次世代地域創造センターにおいて行う。ただし、学長が特に必要と認めた公開講座はこの限りでない。

2 前条第2号に規定する公開講座の企画、立案及び実施については、当該学部等において行い、次世代地域創造センターは、必要に応じて、その支援並びに連絡調整を図るものとする。

(修了)

第5条 公開講座を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第6条 公開講座の講習料を徴収するときは、第4条各項に掲げる公開講座を開設する者がそれぞれ必要な事項を定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日規則第17号）

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日規則第14号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成26年1月22日規則第58号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第114号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。